破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１２７号

奈良県北葛城郡広陵町大字南296番地２

債務者　キャパトル高田南店（パン工房池島）こと池島フードサービス（コロボックル）こと　池島　伸夫

1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮坂　光行
4　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３０９号

仙台市太白区西中田３丁目２番７－203号、従前の住所仙台市太白区東中田１丁目14番22号

債務者　安藤　　仁

1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１０号

仙台市太白区西中田３丁目２番７－203号、従前の住所仙台市太白区東中田１丁目14番22号

債務者　安藤　講子

1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５０号

仙台市泉区黒松３丁目１番19―103号

債務者　熊谷　　綾（旧姓岩崎）

1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田いずみ
4　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５１９号

千葉県市原市西国分寺台２丁目５番地７

債務者　高山ハツ子

1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　陽平
4　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８５号

千葉県市原市馬立2039番地８

債務者　降矢　正秋

1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　隆文
4　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４３２号

千葉県船橋市金堀町200番地

債務者　吉橋　英夫

1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下富佐子
4　破産債権の届出期間　平成27年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２９号

千葉県習志野市谷津５丁目25番14号

債務者　廣瀬　良男

1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤さやか
4　破産債権の届出期間　平成27年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５９号

千葉市稲毛区園生町348番地37　レピュートＭＫ203号

債務者　永井　和美

1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　拓朗
4　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４４２号

千葉県浦安市猫実５丁目13番18号　メゾンプレミネンス205

債務者　柴田　将伍

1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久常　雅世
4　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８９号

東京都昭島市拝島町４丁目20番37号

債務者　清田　恵利

1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一藤　剛志
4　破産債権の届出期間　平成27年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８８号

相模原市緑区橋本３丁目21番12号　グリーンピア長嶋305

債務者　遠山　幸治

1　決定年月日時　平成27年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　志歩
4　破産債権の届出期間　平成27年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２５２号

川崎市川崎区池上新町３丁目２番２号

債務者　下村　正信

1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　寛一
4　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係